

# 山梨県公報

第二千二十九号

平成二十二年

三月二十九日

月 曜 日

## 目次

### 告示

指定代理納付者の指定	二二三
山梨県土地利用基本計画の変更	二二三
平成二十二年における建設工事の請負の特定調達契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等	二二三
歴史文化公園の保全及び活用に関する計画	二二九
歴史文化公園の指定	二二二
歴史文化公園の保全及び活用に関する計画の廃止(六件)	二二三
歴史文化公園の指定の廃止(六件)	二二三
県代行市町村道改築工事の完了(二件)	二二四
県代行公共下水道設置工事の完了(二件)	二二四
都市計画事業の事業計画の変更認可(六件)	二二五
建築基準法に基づく道路位置指定	二二七
国土調査の成果の認証	二二七
基本測量の実施	二二七
基本測量の終了	二二七
開発行為及び公共施設に関する工事の完了について	二二八

## 告示

### 山梨県告示第六号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百三十一条の二第六項の規定により、次のとおり指定代理納付者を指定する。

平成二十二年三月二十九日

山梨県知事

横 内 正 明

一 指定代理納付者の名称及び主たる事務所の所在地

ヤフー株式会社

東京都港区赤坂九丁目七番一号

二 指定代理納付者に代理納付させる歳入

寄附金歳入(インターネットを利用して納付するふるさと納税に係るものに限る。)

三 指定代理納付者が代理納付の対象とするクレジットカードの種類

Master Card

VISA

JCB

四 指定代理納付者に代理納付させる期間

平成二十二年四月一日から平成二十三年三月三十一日まで

### 山梨県告示第七号

山梨県土地利用基本計画を変更したので、国土利用計画法(昭和四十九年法律第九十二号)第九条第十四項において準用する同条第十三項の規定により、その要旨を次のとおり公表する。

平成二十二年三月二十九日

山梨県知事 横 内 正 明

一 変更に係る事項

山梨県土地利用基本計画の計画書の変更

二 変更内容

次のとおりとする。

(「次のとおりは」は、省略し、その関係図書を山梨県知事政策局に備え置いて縦覧に供する。)

### 山梨県告示第八号

地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号。以下「令」という。)(第六十七条の五第一項の規定に基づき、平成二十二年に山梨県が契約を締結する建設工事の請負に係る一般競争入札のうち、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成七年政令第三百七十二号)の規定が適用される調達契約に係る一般競争入札(以下単に「一般競争入札」という。)に参加する者に必要な資格等について次のとおり定めた。

平成二十二年三月二十九日

山梨県知事 横 内 正 明

一 一般競争入札に参加することができる者

一般競争入札に参加することができる者は、次のいずれにも該当しない者で、一般

競争入札の参加資格に関する審査（以下「資格審査」という。）を受け、資格を有すると認められたものとする。

- 1 令第六百六十七条の四第一項の規定に該当する者
- 2 令第六百六十七条の四第二項の規定により競争入札に参加させないことができることとされている者

3 建設業法（昭和二十四年法律第百号）第三条第一項の規定による許可を受けていない者

4 資格審査の申請を行う日（以下「申請日」という。）の直前に到来する事業年度の終了の日において引き続き一年以上建設業を営んでいない者

5 申請日から一年七月前の日以降の日を審査基準日とする建設業法第二十七条の二十三第一項の規定による経営に関する客観的事項についての審査（以下「経営事項審査」という。）を受けていない者

## 二 資格審査の申請の方法

1 資格審査を受けようとする者は、一般競争入札参加資格申請書（第一号様式）（以下「申請書」という。）に次に掲げる書類を添付して、知事に提出しなければならない。

（一） 一の5の経営事項審査の結果通知書の写し

（二） 工事経歴書（第二号様式）

（三） 営業所一覧表（第三号様式）

（四） 建設業許可通知書の写し

（五） 法人の登記事項証明書

（六） 身分証明書（個人の場合）

（七） 納税証明書（申請日の直前の県税及び消費税に係るもの）

（八） 契約を締結する権限を委任している場合においては、委任状

2 申請書及び添付書類は、山梨県県土整備部県土整備総務課（郵便番号四〇〇八五〇一 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号 電話〇五五 二二三 一六七三）にあらかじめ連絡の上持参すること。

3 申請書及び添付書類は、日本語で作成しなければならない。

四 資格の有効期間は、資格を認定した日から平成二十三年三月三十一日までとする。変更等の届出

申請書の提出後に、次に掲げる事項に変更があったとき又は営業を停止し、休止し、若しくは廃止したときは、速やかにその旨を知事に届け出なければならない。

1 商号又は名称

- 2 代表者又は代理人
- 3 所在地又は住所
- 4 その他営業に関し重要な事項

五 資格の取消し  
知事は、資格を有すると認められた者が次のいずれかに該当するときは、当該資格を取り消すことができる。

1 一の1から3までのいずれかに該当することとなったとき。

2 一の5の経営事項審査を継続して受けなかったとき。

3 申請書又はその添付書類に故意に虚偽の記載をしたとき。

六 資格の有効期間の更新手続

山梨県において一般競争入札が見込まれる年度に一般競争入札に参加する者に必要な資格等について公示するので、当該公示に基づき申請書を提出すること。

七 その他

この告示の施行の際現に建設工事等に係る競争入札に参加する者に必要な資格等（平成二十年山梨県告示第百十七号）に基づき資格を有する者は、この告示の施行の日から平成二十三年三月三十一日までの間（当該資格が効力を有する間に限る。）この告示に基づく資格を有する者とみなす。

第1号様式

受付番号

平成22年度一般競争入札参加資格審査申請書（建設工事）

平成22年度において、山梨県が発注する建設工事に係る競争入札のうち、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達の特例を定める政令の規定が適用される調達契約に係る一般競争入札に参加する資格の審査を申請します。

なお、この申請書及び添付書類のすべての記載事項は事実と相違ないこと、当該事項に変更を生じた場合には速やかに届け出ること及び地方自治法施行令第167条の4第2項に掲げる者に該当しない者であることを誓約します。

年 月 日

山梨県知事 殿

申請者 所在地又は住所  
 商号又は名称  
 代表者氏名 印

許可番号	般特	年度	年	月	日
-					
-					

般特欄には、一般建設業の場合は「1」を特定建設業の場合は「2」を記入のこと。

本店・本社等を記入してください。（\*欄については、記載しないこと（以下同じ。）。）

商号又は名称															
商号(フリガナ)															
*市町村コード															
市町村名															
所在地															
代表者氏名															
代表者(フリガナ)															
郵便番号	-														
電話番号															
FAX番号															
技術職員数															人
営業年数															年
資本金															千円
外資状況	1 外国籍会社 [国名: ]					2 日本国籍会社 [国名: ] (比率: 100%)					3 日本国籍会社 [国名: ] [国名: ] (比率: %) (比率: %)				

前記の本店・本社等以外が山梨県を担当する場合、その支店・営業所等を記入してください。

支店・営業所名															
*市町村コード															
市町村名															
所在地															
郵便番号	-														
電話番号															
FAX番号															

前記の本店・本社等以外が山梨県との契約締結等を担当する場合、その支店・営業所等を記入してください。(入札・契約・支払金の請求受領等の委任先)

支店・営業所名	
*市町村コード	
市町村名	
所在地	
代理人職名	
代理人氏名	
郵便番号	
電話番号	
FAX番号	

入札参加を申請する建設業の業種(許可業種欄には、一般建設業の場合は「1」を、特定建設業の場合は「2」を記入してください。申請業種欄には、申請する業種に「1」を記入すること。)

	土	建	大	左	と	石	屋	電	管	タ	鋼	筋	ほ	し	板	ガ	塗	防	内	機	絶	通	園	井	具	水	消	清
許可業種																												
申請業種																												

支払金融機関登録

精算払及び部分払用口座

金融機関名		*金融機関コード	
支店名		*支店コード	
預金種別	預金種別欄には、普通預金の場合は「1」、当座預金の場合は「2」を記入すること。		
口座番号			
口座名義(カタ)			

前金払用口座(工事金の前金を受ける希望のある場合は、必ず記入してください。)

金融機関名		*金融機関コード	
支店名		*支店コード	
預金種別	1	前金払用口座は、普通預金の口座で、精算払及び部分払用口座と別の口座であること。	
口座番号			
口座名義(カタ)			

申請書取扱い責任者 所属  
氏名  
電話番号

第2号様式

工 事 経 歴 書

(建設工事の種類) \_\_\_\_\_ 工事

注 文 者	元請又は 下請の別	工 事 名	工事場所のある 都 道 府 県	請負代金の額 (千円)	着 工 年 月	
					完成 (予定)	年 月
					年 月	年 月
					年 月	年 月
					年 月	年 月
					年 月	年 月
					年 月	年 月
					年 月	年 月
					年 月	年 月
					年 月	年 月
					年 月	年 月
					年 月	年 月
					年 月	年 月
					年 月	年 月
					年 月	年 月
					年 月	年 月
					年 月	年 月
					年 月	年 月
					年 月	年 月
					年 月	年 月
					年 月	年 月
					年 月	年 月

記載要領

- 1 本表は、許可を受けた建設業の業種に対応した建設工事の種類ごとに作成すること。
- 2 本表は、直前3年間の主な完成工事及び直前3年間に着手した主な未完成工事について記載すること。
- 3 下請工事については、「注文者」の欄には元請業者名を記載し、「工事名」の欄には下請工事名を記載すること。
- 4 「請負代金の額」は、消費税及び地方消費税込みの金額を記載すること。

第3号様式

営 業 所 一 覧 表

番号	営業所名称	郵便番号		所在地	電話番号															
		郵便番号	支局番号		F	A	X	番	番	号										
		—																		
		—																		
		—																		
		—																		
		—																		
		—																		
		—																		
		—																		
		—																		
		—																		
		—																		
		—																		
		—																		
		—																		
		—																		
		—																		
		—																		
		—																		
		—																		
		—																		
		—																		
		—																		
		—																		

記載要領

- 1 本表は、申請時現在で作成すること。
- 2 電話番号、FAX番号は、市外局番、市内局番及び番号を「ー（ハイフン）」で区切ること。



山梨県告示第九号

やまなしの歴史文化公園に関する条例（昭和五十九年山梨県条例第六号）第六条第一項の規定により次のとおり歴史文化公園の保全及び活用に関する計画を定めたので、同条第二項の規定によりその概要を告示する。

平成二十二年三月二十九日

山梨県知事 横内正明

名称	保全に関する計画	活用に関する計画
やまなしの歴史文化公園「えんざん」	<ul style="list-style-type: none"> <li>一 甲州市の条例に基づく文化財の保存活用</li> <li>二 藤木道祖神祭保全会等による伝統芸能の伝承</li> <li>三 塩ノ山、向嶽寺及び白髭神社周辺の清掃活動</li> <li>四 塩山ふれあいの森総合公園内の清掃活動</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>一 インターネット活用による観光に関する宣伝及び広報</li> <li>二 熊野神社及び藤木道祖神祭の継承と振興</li> </ul>
やまなしの歴史文化公園「猿橋・岩殿」	<ul style="list-style-type: none"> <li>一 名勝猿橋の整備事業</li> <li>二 岩殿城跡の整備事業</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>一 案内板、解説板、標識の設置による活用の推進</li> <li>二 祭及び行事の保存及び継承のための後継者育成</li> <li>三 歴史文化公園内コースの設定</li> </ul>
やまなしの歴史文化公園「武田の里」	<ul style="list-style-type: none"> <li>一 新府城跡の清掃その他の保存管理</li> <li>二 白山城跡遊歩道の点検整備</li> <li>三 願成寺の維持管理及び参道等整備</li> <li>四 苗敷山参道及び神社の周辺整備</li> <li>五 葎崎中央公園、午頭嶋公園、観音山公園の維持管理及び清掃</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>一 苗敷山穂見神社参道整備及び案内板設置</li> <li>二 武田の里まつりの継承と振興</li> <li>三 新府城跡、武田八幡宮及び願成寺を中心とした観光振興</li> <li>四 案内板及びパンフレットによる情報発信</li> </ul>

やまなしの歴史文化公園「桃の里・甲斐いちのみや」	<ul style="list-style-type: none"> <li>一 国分寺跡公有化</li> <li>二 国分寺域確認発掘調査</li> <li>三 寺社仏閣等建造物補修</li> <li>四 病虫害防除</li> <li>五 青楓美術館の整備</li> <li>六 空き缶等散乱防止運動の推進</li> <li>七 環境美化及び花いっぱい運動の推進</li> <li>八 屋外広告物の規制及び違法建築の監視強化</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>一 案内板等の設置</li> <li>二 パンフレット及びイラストマップの発行</li> <li>三 絵画教室及び絵画展の開催</li> <li>四 桃の里花祭りの実施</li> <li>五 郷土史跡巡り及び郷土研究会の開催</li> <li>六 蜂城山、大久保山及び山宮遊歩道の整備</li> <li>七 祭及び行事の継承及び振興</li> </ul>
やまなしの歴史文化公園「森とやすらぎの里、みのぶ・はやかわ」	<ul style="list-style-type: none"> <li>一 みのぶ道の修景事業</li> <li>二 ブッポウソウ復活作戦</li> <li>三 ミノブザクラ保護増殖事業</li> <li>四 下山城下町文化財等の調査</li> <li>五 赤沢の家並みの修復と保全</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>一 観光ボランティア育成事業</li> <li>二 伝統芸能伝承事業</li> <li>三 民族資料調査整理事業</li> <li>四 文化財普及啓蒙事業</li> </ul>
やまなしの歴史文化公園「若彦路の里」	<ul style="list-style-type: none"> <li>一 銚子ヶ原及び花鳥山の施設整備</li> <li>二 有形無形文化財の保存及び継承</li> <li>三 花いっぱい運動等の推進</li> <li>四 空き缶等散乱防止運動の推進</li> <li>五 保護意識の啓発及び保護体制の充実</li> <li>六 自然景観と調和した開発による土地の有効利用</li> <li>七 環境緑化活動の推進</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>一 観察コース及び案内板等の設置</li> <li>二 パンフレット及びイラストマップの発行</li> <li>三 郷土資料館の充実及び活用</li> <li>四 青少年地域活動及び高齢者学習活動への助成</li> <li>五 若彦路の里レディースマラソン等の実施</li> <li>六 東京八代ふるさと会の設立</li> <li>七 祭及び行事の継承及び振興</li> </ul>

<p>やまなしの歴史文化公園「信玄堤」</p>	<p>一 釜無川及び信玄堤の自然景観及び文化的価値の維持保全 二 慈照寺、山縣神社及び三社神社並びに都市公園の保存及び維持管理</p>	<p>一 遊歩道及び案内板設置による公園の特性に応じた利用 二 後継者の育成による祭及び行事等の継承及び振興 三 産業の振興と結びついた公園の活用</p>
<p>やまなしの歴史文化公園「武田の杜・甲府城跡」</p>	<p>一 歴史的文化資産の保全と維持 二 風致景観を守るための自主的な規制 三 環境美化活動の推進 四 自然環境総合調査の実施</p>	<p>一 案内板及び解説板の設置 二 教育文化活動の推進 三 自然観察及び探勝会の開催 四 武田史跡、山裾の古道等の整備</p>
<p>やまなしの歴史文化公園「日下部の里」</p>	<p>一 交流センター建設に伴う情報発信機能の充実 二 文化財ガイドマップの作成 三 文化財指導委員の巡回</p>	<p>一 フィールドミュージアムウォークの実施 二 文化伝統芸能の保存育成 三 花火大会事業 四 文化財めぐり 五 根津記念館の運営 六 観光ボランティアの育成</p>
<p>やまなしの歴史文化公園「日川溪谷と武田の秘境」</p>	<p>一 甲州市の条例による保存及び活用のための措置 二 田野及び木賊地区老人クラブ等による美化清掃活動</p>	<p>一 インターネット活用による観光に関する宣伝及び広報 二 田野十二神楽の継承と振興</p>
<p>やまなしの歴史文化公園「御坂路」</p>	<p>一 御坂路保存対策の検討 二 歴史的文化的資産の調査台帳作成 三 風致景観を守るための山系りょう線部の巡視 四 町内花いっぱい運動、緑化運動及び環境美化活</p>	<p>一 御坂路復元事業の推進 二 伝統芸能、文化財の学習による教育文化活動の推進 三 案内板、誘導板の設置 四 郷土資料館の建設 五 行者平整備事業等による町民いこいの場の建設</p>
<p>やまなしの歴史文化公園「木喰のふる里」</p>	<p>一 甲斐金山遺跡「中山金山」保存管理計画 二 本栖湖クリーン大作戦 三 熊野権現神社本殿修理保存計画 四 ホタルの保護増殖</p>	<p>六 石像物調査書の発刊 一 甲斐金山遺跡「中山金山」整備活用事業 二 中之倉峠整備活用事業 三 伝統芸能伝承事業 四 木喰の里微笑館周辺環境整備事業 五 民族資料調査整理事業 六 文化財普及啓蒙事業</p>
<p>やまなしの歴史文化公園「南部氏の郷」</p>	<p>一 指定文化財の指定及び保存 二 公園の美化清掃 三 公園及び文化財等ガイドブックの作成・更新</p>	<p>一 インターネットを活用した情報発信 二 「南部学」講座の実施 三 健康づくりウォーキングのコースに歴史文化資産を活用 四 小中学校での歴史文化教育の充実</p>
<p>やまなしの歴史文化公園「甲斐源氏の里」</p>	<p>一 歴史文化関連公園整備 二 歴史的文化人調査、伝統技術保持者の認定及び保存会設置 三 地域美化活動、史跡等保護及び清掃活動</p>	<p>一 平塩の里を中心とした小学生及び地域住民による美化及び交流活動 二 祭の継承 三 地場産業振興のための神明祭復活等</p>
<p>やまなしの歴史文化公園「富士の里」</p>	<p>一 サンパークふじの整備 二 吉田口登山道の清掃 三 ゴミの持ち帰り運動の推進 四 文化財愛護活動の推進 五 自然愛護運動の推進</p>	<p>一 サンパークふじの活用 二 吉田口登山道の活用 三 富士山に関わる祭の継承 四 富士登山競争の開催</p>
<p>やまなしの歴史文化公園「つる」</p>	<p>一 お茶壺道中及び中津森館跡の調査及び勝山城跡の整備</p>	<p>一 趣味、体力に応じた各種散策コースの設定 二 大名行列（八朔祭）の振</p>



<p>やまなしの歴史文化公園「上九一色」</p>	<p>一 石罫及び築石の調査研究 二 本栖関所、中道往還及び城山のろし台の復元 三 美化運動の推進と美化活動組織の育成 四 新たな文化財の指定</p>	<p>一 歴史文化公園散策会の設置 二 学校の歴史文化教育の強化 三 郷土芸能の伝承及び中断している祭の復活 四 郷土資料館の建設 五 遊歩道の整備</p>
<p>やまなしの歴史文化公園「心のふるさと境川」</p>	<p>一 神社仏閣の保存と句碑の整備 二 保護標識板及び案内板の設置 三 伝統芸能の伝承活動の推進 四 キキョウ街道の設定及び緑化の推進 五 全地区美化運動の推進</p>	<p>一 歩け歩け運動、俳句づくり大会の実施 二 坊ヶ峰太鼓の創設 三 カーネーション園の活用 四 芸術文化会館の建設</p>
<p>やまなしの歴史文化公園「まきおか」</p>	<p>一 牧丘支所及び牧丘郷土文化館を活用した情報発信 二 文化財指導員やボランティア組織による巡回 三 地元中学生を対象とした見学会開催 四 説明看板の設置及び広報による周知 五 各種団体やボランティアによる美化活動</p>	<p>一 周遊マップを活用した文化財めぐり 二 公共施設の利用 三 親子連れや子育てサークルの利用促進 四 ジオパーク構想の推進 五 花かげコーラス大会及び塩平の獅子舞の振興 六 鼓川温泉灯籠祭等の振興</p>
<p>やまなしの歴史文化公園「みたまの里」</p>	<p>二 都留自然遊歩道の整備 三 清掃活動の推進 四 文化財愛護活動及び自然愛護活動の推進</p>	<p>興 三 伝承文化の後継者育成事業 四 十日市場・夏狩湧水群における富士の湧水を利用した産業の振興</p>
<p>やまなしの歴史文化公園「ほくと 山城の里」</p>	<p>一 史跡谷戸城跡の国史跡指定範囲拡大 二 歴史的文化的資産の保全及び維持 三 歴史的文化的財に関する史料の収集 四 文化財指定樹木等の保護 五 中世城館跡詳細分布調査及び測量の継続</p>	<p>一 案内板及び解説板の設置 二 博物館施設による教育普及活動の推進 三 文化財・史跡めぐりの実施</p>
<p>やまなしの歴史文化公園「古代甲斐の里かすがい」</p>	<p>一 市指定文化財の選定 二 指定文化財保存修理 三 国府関連遺跡発掘調査 四 郷土館での保全 五 文化財ガイドブックの作成及び更新 六 笛吹市の条例等による環境美化活動の推進 七 環境美化活動の推進</p>	<p>一 インターネットの利用による情報発信 二 史跡巡りの開催 三 遺跡発掘調査現場説明会 四 郷土館企画展・特別展の開催 五 かすがい桃の花まつりの開催 六 小中学校の歴史文化教育の充実 七 案内板及び解説板の設置 八 休憩舎、水飲み場の施設整備</p>
<p>やまなしの歴史文化公園「富士川舟運と河津の町・鰍沢」</p>	<p>一 歴史的文化的資産の総合的調査及び補修 二 郷土芸能の伝承 三 景観保全要項の検討 四 文化財愛護思想の高揚 五 高齢者の社会参加活動の推進</p>	<p>一 町内徒歩ラリー及び高齢者ラリーの開催 二 大法師さくらまつり等の振興 三 歴史民俗資料館の建設 四 小中学校の課外活動サークルの育成等</p>
<p>やまなしの歴史文化公園「大塚古墳群整備」</p>	<p>一 歌舞伎文化公園の整備 二 景観保全条例の検討 三 美化清掃運動の推進 四 文化財めぐりの開催</p>	<p>一 伝統芸能の充実 二 町民文化資料館活用の推進</p>

やまなしの歴史文化公園「勝沼ぶどうとワインの里」	六 中世城館の文化財指定	一 甲州市の条例に基づく文化財の保全活用 二 勝沼地域景観形成ガイドラインの策定 三 観光協会等による清掃活動	一 インターネット利用による観光に関する宣伝及び広報 二 フットパスイベントの開催 三 藤切り祭りの伝承と振興 四 新酒まつりの振興
--------------------------	--------------	---	---

山梨県告示第百十号

やまなしの歴史文化公園に関する条例（昭和五十九年山梨県条例第六号）第五条第一項の規定により次のとおり歴史文化公園を指定したので、同条第三項の規定により告示する。

平成二十二年三月二十九日

山梨県知事 横内正明

一 歴史文化公園の名称及び区域

名 称	区 域	指 定 年 月 日
やまなしの歴史文化公園「えんざん」	甲州市の一部（次の図のとおり）	平成二十二年二月十七日
やまなしの歴史文化公園「猿橋・岩殿」	大月市の一部（次の図のとおり）	同
やまなしの歴史文化公園「武田の里」	韮崎市の一部（次の図のとおり）	同
やまなしの歴史文化公園「桃の里・甲斐・いちのみや」	笛吹市の一部（次の図のとおり）	同
やまなしの歴史文化公園「若彦路の里」	笛吹市の一部（次の図のとおり）	同

やまなしの歴史文化公園「森とやすらぎの里、みのぶ・はやかわ」	南巨摩郡早川町の一部及び南巨摩郡身延町の一部（次の図のとおり）	同
やまなしの歴史文化公園「信玄堤」	甲斐市の一部（次の図のとおり）	同
やまなしの歴史文化公園「武田の杜・甲府城跡」	甲府市の一部（次の図のとおり）	同
やまなしの歴史文化公園「日下部の里」	山梨市の一部（次の図のとおり）	同
やまなしの歴史文化公園「日川溪谷と武田の秘境」	甲州市の一部（次の図のとおり）	同
やまなしの歴史文化公園「御坂路」	笛吹市の一部（次の図のとおり）	同
やまなしの歴史文化公園「木喰のふる里」	南巨摩郡身延町の一部（次の図のとおり）	同
やまなしの歴史文化公園「南部氏の郷」	南巨摩郡南部町の一部（次の図のとおり）	同
やまなしの歴史文化公園「甲斐源氏の里」	西八代郡市川三郷町の一部（次の図のとおり）	同
やまなしの歴史文化公園「富士の里」	富士吉田市の一部（次の図のとおり）	同
やまなしの歴史文化公園「つる」	都留市の一部（次の図のとおり）	同
やまなしの歴史文化公園「まきおか」	山梨市の一部（次の図のとおり）	同

やまなしの歴史文化公園「心のふるさと境川」	笛吹市の一部（次の図のとおり）	同
やまなしの歴史文化公園「上九一色」	甲府市の一部及び富士河口湖町の一部（次の図のとおり）	同
やまなしの歴史文化公園「みたまの里」	西八代郡市川三郷町の一部（次の図のとおり）	同
やまなしの歴史文化公園「富士川舟運と河津の町・鯉沢」	南巨摩郡富士川町の一部（次の図のとおり）	同
やまなしの歴史文化公園「古代甲斐の里かすがい」	笛吹市の一部（次の図のとおり）	同
やまなしの歴史文化公園「ほくと山城の里」	北杜市の一部（次の図のとおり）	同
やまなしの歴史文化公園「勝沼ぶどうとワインの里」	甲州市の一部（次の図のとおり）	同

（「次の図」は省略し、その図面は、山梨県県土整備部美しい県土づくり推進室及び関係市町村役場に備え置いて縦覧に供する。）

**山梨県告示第百一十号**

歴史文化公園の保全及び活用に関する計画（昭和六十年山梨県告示第百六十六号）は、廃止する。

平成二十二年三月二十九日

山梨県知事 横内正明

**山梨県告示第百一十二号**

歴史文化公園の保全及び活用に関する計画（昭和六十一年山梨県告示第六十号）は、廃止する。

平成二十二年三月二十九日

山梨県知事 横内正明

**山梨県告示第百十三号**

歴史文化公園の保全及び活用に関する計画（昭和六十三年山梨県告示第百六十号）は、廃止する。

平成二十二年三月二十九日

山梨県知事 横内正明

**山梨県告示第百十四号**

歴史文化公園の保全及び活用に関する計画（平成元年山梨県告示第百十八号）は、廃止する。

平成二十二年三月二十九日

山梨県知事 横内正明

**山梨県告示第百十五号**

歴史文化公園の保全及び活用に関する計画（平成十年山梨県告示第五十一号）は、廃止する。

平成二十二年三月二十九日

山梨県知事 横内正明

**山梨県告示第百十六号**

歴史文化公園の保全及び活用に関する計画（平成十三年山梨県告示第三十号）は、廃止する。

平成二十二年三月二十九日

山梨県知事 横内正明

**山梨県告示第百十七号**

歴史文化公園の指定（昭和六十年山梨県告示第百六十五号）は、廃止する。

平成二十二年三月二十九日

山梨県知事 横内正明

**山梨県告示第百十八号**

歴史文化公園の指定（昭和六十一年山梨県告示第五十九号）は、廃止する。

平成二十二年三月二十九日

山梨県知事 横内正明

**山梨県告示第百十九号**

歴史文化公園の指定（昭和六十三年山梨県告示第百五十九号）は、廃止する。  
平成二十二年三月二十九日

山梨県知事 横 内 正 明

**山梨県告示第百二十号**

歴史文化公園の指定（平成元年山梨県告示第百十七号）は、廃止する。  
平成二十二年三月二十九日

山梨県知事 横 内 正 明

**山梨県告示第百二十一号**

歴史文化公園の指定（平成十年山梨県告示第五十号）は、廃止する。  
平成二十二年三月二十九日

山梨県知事 横 内 正 明

**山梨県告示第百二十二号**

歴史文化公園の指定（平成十三年山梨県告示第二十九号）は、廃止する。  
平成二十二年三月二十九日

山梨県知事 横 内 正 明

**山梨県告示第百二十三号**

山村振興法（昭和四十年法律第六十四号）第十一条第一項の規定により市町村に代わって県が行った市町村道の改築に関する工事が完了するので、次のとおり告示する。  
平成二十二年三月二十九日

山梨県知事 横 内 正 明

路線名	工事区間	工事の種類	完了年月日
佐野線	南巨摩郡南部町内船字松山一 三二七八の一地先から 南巨摩郡南部町内船字松山一 三三四五の一地先まで	改良	平成二十二年三月二十九日

**山梨県告示第百二十四号**

山村振興法（昭和四十年法律第六十四号）第十一条第一項の規定により市町村に代わって県が行った市町村道の改築に関する工事が完了するので、次のとおり告示する。  
平成二十二年三月二十九日

山梨県知事 横 内 正 明

路線名	工事区間	工事の種類	完了年月日
奥山線	南巨摩郡南部町福土南又一八 〇三五の三地先から 南巨摩郡南部町福土南又一八 〇一二の二地先まで	改良	平成二十二年三月二十九日

**山梨県告示第百二十五号**

過疎地域自立促進特別措置法（平成十二年法律第十五号）第十五条第一項の規定により、市町村に代わって県が設置した公共下水道の名称、工事の区域又は区間、工事の内容及び工事の完了の日を次のとおり告示する。  
平成二十二年三月二十九日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 公共下水道の名称  
身延町特定環境保全公共下水道
- 二 工事の区域又は区間  
身延町飯富地区
- 三 工事の内容  
公共下水道の終末処理場の増設
- 四 工事の完了の日  
平成二十二年三月二十九日

**山梨県告示第百二十六号**

過疎地域自立促進特別措置法（平成十二年法律第十五号）第十五条第一項の規定により、市町村に代わって県が設置した公共下水道の名称、工事の区域又は区間、工事の内容及び工事の完了の日を次のとおり告示する。  
平成二十二年三月二十九日

平成二十二年三月二十九日

- 一 公共下水道の名称  
山梨県知事 横 内 正 明  
身延町特定環境保全公共下水道
- 二 工事の区域又は区間  
身延町大字下部、大字上之平及び大字常葉
- 三 工事の内容  
公共下水道の幹線管渠及び終末処理場の設置
- 四 工事の完了の日  
平成二十二年三月二十九日

**山梨県告示第二百二十七号**

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十二年三月二十九日

- 一 施行者の名称  
山梨県知事 横 内 正 明  
富士吉田市
- 二 都市計画事業の種類及び名称  
富士北麓都市計画下水道事業富士吉田市公共下水道
- 三 事業施行期間  
昭和五十二年二月十九日から平成二十八年三月三十一日まで
- 四 事業地

1 収用の部分

昭和五十二年山梨県告示第三百六十三号、昭和五十九年山梨県告示第二百二十三号、平成元年山梨県告示第九十号、平成五年山梨県告示第二百八十二号、平成七年山梨県告示第二百四十五号、平成十三年山梨県告示第二百五十五号、平成十六年山梨県告示第五百三十八号及び平成十八年山梨県告示第九十一号の事業地のうち富士吉田市上暮地一丁目地内において事業地を変更する。

2 使用の部分  
なし

**山梨県告示第二百二十八号**

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。  
平成二十二年三月二十九日

- 一 施行者の名称  
山梨県知事 横 内 正 明  
都留市
- 二 都市計画事業の種類及び名称  
都留都市計画下水道事業都留市公共下水道
- 三 事業施行期間  
平成六年三月二十四日から平成二十八年三月三十一日まで
- 四 事業地

1 収用の部分

平成六年山梨県告示第二百二十三号、平成十年山梨県告示第五百四号、平成十三年山梨県告示第四十七号、平成十六年山梨県告示第五百七十七号及び平成二十一年山梨県告示第百十四号の事業地に都留市中央一丁目、中央二丁目及びつる三丁目、大字井倉字馬場及び字美通並びに大字十日市場字名主目及び字溝黒の各一部を加え、同事業地のうち都留市上谷一丁目、上谷二丁目、つる四丁目、つる五丁目及び田原四丁目、大字小形山字下松葉、字上松葉、字宮脇及び字立道、大字田野倉字先の宮、大字大原字大原、大字川茂字坪松並びに大字夏狩字首里畑地内において事業地を変更する。

2 使用の部分  
なし

**山梨県告示第二百二十九号**

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十二年三月二十九日

- 一 施行者の名称  
山梨県知事 横 内 正 明  
西桂町
- 二 都市計画事業の種類及び名称  
富士北麓都市計画下水道事業西桂町公共下水道
- 三 事業施行期間

平成七年七月十七日から平成二十八年三月三十一日まで  
四 事業地

1 収用の部分

平成七年山梨県告示第三百九号、平成十二年山梨県告示第五百二十一号、平成十六年山梨県告示第五百七十六号、平成十八年山梨県告示第二百二十二号及び平成十九年山梨県告示第八十一号の事業地に西桂町大字小沼字本町の一部を加え、同事業地のうち大字小沼字柿園並びに大字下暮地字中野の各地内において事業地を変更する。

2 使用の部分

なし

山梨県告示第百三十号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十二年三月二十九日

山梨県知事 横 内 正 明

一 施行者の名称

大月市

二 都市計画事業の種類及び名称

大月都市計画下水道事業大月市公共下水道

三 事業施行期間

平成六年三月二十四日から平成二十八年三月三十一日まで

四 事業地

1 収用の部分

平成六年山梨県告示第二百十二号、平成十三年山梨県告示第二百十一号及び平成十六年山梨県告示第五百三十九号の事業地のうち、大月市大字猿橋町殿上字上殿上、字熊沢、字エンマ堂道上、字沢神、字大栗山及び字七曲、桂台一丁目、桂台二丁目並びに桂台三丁目の各地内において事業地を変更し、同事業地のうち大月市大字猿橋町殿上字戀子、字新土狩、字日陰菖蒲、字寺野上及び字密沢、大字猿橋町猿橋字梨木道上、字西小倉及び字炭焼並びに大字猿橋町小沢字二ツ石し、字山田及び字小林を削る。

2 使用の部分

なし

山梨県告示第百三十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十二年三月二十九日

山梨県知事 横 内 正 明

一 施行者の名称

上野原市

二 都市計画事業の種類及び名称

上野原都市計画下水道事業上野原市公共下水道

三 事業施行期間

昭和五十四年三月二十日から平成二十八年三月三十一日まで

四 事業地

1 収用の部分

昭和五十四年山梨県告示第百十一号の二、昭和六十年山梨県告示第百九号、平成七年山梨県告示第三百七十五号、平成十三年山梨県告示第二百十六号、平成十六年山梨県告示第五百四十号及び平成十九年山梨県告示第百四十一号の事業地のうち上野原市大字上野原字新井原、字名土、字小沢原、字虎丸、字砂流、字西原、字林ノ上、字奈良川戸、字梅久保、字新井、字カヤナリ及び字下ノ沢を削る。

2 使用の部分

なし

山梨県告示第百三十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十二年三月二十九日

山梨県知事 横 内 正 明

一 施行者の名称

富士河口湖町

二 都市計画事業の種類及び名称

富士北麓都市計画下水道事業富士河口湖町公共下水道

三 事業施行期間

昭和五十二年七月二十八日から平成二十三年三月三十一日まで



四 事業地

1 収用の部分

昭和五十二年山梨県告示第三百一號、昭和五十八年山梨県告示第四百六十四號、昭和五十八年山梨県告示第四百六十五號、昭和五十九年山梨県告示第二百二十四號、昭和六十二年山梨県告示第四百二十一號、平成元年山梨県告示第四十七號、平成元年山梨県告示第三百三十七號、平成二年山梨県告示第四百二十八號、平成八年山梨県告示第二百二十七號、平成八年山梨県告示第二百二十八號、平成九年山梨県告示第三十一號、平成十三年度山梨県告示第二百十四號、平成十七年山梨県告示第九十二號及び平成十八年山梨県告示第四百八十八號の事業地に富士河口湖町大字小立字上中道、字下中道、字大久根及び字鼻曲石及び大字大石字下吉原の各一部を加え、同事業地のうち大字小立字出口、字季原、字七本桜、字津花塚及び字豆塚並びに大字大石字湖中、字鐘撞戸、字川崎、字胡桃林及び字後藤の各地内において、事業地を変更する。

2 使用の部分  
なし

山梨県告示第三百二十三号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一號）第四十二條第一項第五号に規定する道路の位置を次のとおり指定する。その関係図書は、山梨県峡東建設事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成二十二年三月二十九日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 道路の位置  
笛吹市石和町小石和字神明一五一番一
- 二 道路の幅員  
四・五〇メートル
- 三 道路の延長  
四〇・五七メートル

公 告

● 国土調査の成果の認証  
国土調査法（昭和二十六年法律第八十號）第十九條第二項の規定により、次のとおり国土調査の成果を認証した。

平成二十二年三月二十九日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 調査を行った者の名称  
山梨市
- 二 調査を行った時期  
山梨市 平成二十年十月十四日から平成二十一年三月十九日まで
- 三 成果の名称  
地籍図及び地籍簿
- 四 調査を行った地域  
山梨市大字三富川浦の一部地区
- 五 認証年月日  
平成二十二年三月十六日

● 基本測量の実施

測量法（昭和二十四年法律百八十八號）第十四條第一項の規定により、平成二十二年三月四日付けで国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があった。

平成二十二年三月二十九日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 作業種類 基本測量（機動観測）
- 二 作業期間 平成二十二年四月一日から平成二十三年三月三十一日まで
- 三 作業地域 富士吉田市、南都留郡鳴沢村

● 基本測量の終了

測量法（昭和二十四年法律百八十八號）第十四條第二項の規定により、平成二十二年三月十一日付けで国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を終了した旨の通知があった。

平成二十二年三月二十九日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 作業種類 基本測量（基準点現況調査作業）
- 二 作業期間 平成二十一年十月一日から平成二十二年二月二十六日まで
- 三 作業地域 甲府市、富士吉田市、都留市、山梨市、大月市、韮崎市、南アルプス市、甲斐市、笛吹市、上野原市、甲州市、中央市、西八代郡市川三郷町、南巨摩郡富士川町、南巨摩郡身延町、中巨摩郡昭和町、南都留郡西桂町、南都留郡忍野村、南都留郡

山中湖村、南都留郡鳴沢村及び南都留郡富士河口湖町

● 開発行為及び公共施設に関する工事の完了について  
 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の許可に係る次の開発行為  
 及び開発行為のうち公共施設に関する工事は、完了した。  
 平成二十二年三月二十九日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 開発区域（工区）に含まれる地域の名称  
 笛吹市春日居町加茂字榎町二三四の一、二二九の一、二二九の三、二四〇、二四一  
 の一、二四二の一、三一一の一、三一一の二、三一一の三、三一一の四、三一一の  
 一、三二二の二、三二四の一、三二四の二、三二四の三、三二五、三二六の一、三  
 一六の二及び三二八の区域
- 二 公共施設の種類、位置及び区域

公共施設の種類	位置及び区域
道路	次の図のとおり
水路	

（「次の図」は、省略し、その図及び関係書類を峽東建設事務所及び笛吹市役所に  
 備え置いて縦覧に供する。）

- 三 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
 笛吹市石和町市部七七番地 笛吹市長 荻野 正直